

# 地水火風

牧野 恒一

京都の保津川下りで遊覧船が岩に衝突して転覆し、乗員乗客29人全員が川に転落する事故があった。また凍るように水が

客25人と船頭4人が川に投げ出された。幸い乗客は全員救助されたが、船頭4人のうち2人が亡くなった。救助された乗客

スを外れ、数百メートル先の岩にぶつかって転覆した。川に投げ出された乗客は、運良く浅瀬に流れ着

ていなかったとか、船に無線機を積んでおらず、救助要請が30分後だったなどと報道されており、事故後たちちに組織的な救助体制をとったと言え

る状況ではなかったようだが、結果的に乗客が無事だったのは、不幸中の幸いだったと言えるだろう。

ていなかっただけでなく、乗客3人が負傷し、うち1人は頭蓋骨陥没の重傷を負った。また、15年8月には、船尾でかじを取っていた船頭が川に転落。乗客にけがはなかったが、転落した船頭は死亡した。その船頭は、今回亡くなった船頭の父親だったと報道されている。

図は海上保安庁のデータだが、海中に転落した場合、救命胴衣非着用者の死亡率は着用者に比べて5倍近くも高くなっている。今回のように寒い季節の冷たい水の場合には、その差はもっと大きいに違いない。

救命胴衣の着用義務 このように効果の高い救命胴衣だが、今回のような遊覧船の乗客に着用が義務付けられたのは比較的最近のことである。救命胴衣の着用義務については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」施行規則第137条（船外への転落に備えた措置）により、船舶職員や小型船舶

1993年11月に岐阜県可児市の木曾川「日本ライン」下りで死者1名、負傷者19名の事故が起き、その後も事故が相次いだため、国土交通省は03年に前出の規則137条を改正し、船室外にいる12歳未満の子どもには常に着用させることを義務付けた。この時は、12歳以上の乗客に着用させることは努力義務だった。その後、11年8月に静岡県浜松市の「天竜川下り」で起きた転覆死亡事故（5人死亡）の際には、運輸

安全委員会が、多数の死者が出た理由の一つとして「救命用具の不備」をあげている。それから7年後の18年2月に、前出のような規定になった。それぞれの規制強化が、事故から相当の時間が経ってようやく行われていることには驚くが、今回の事故の状況を見ると、規制強化が大きな効果を上げたことは間違いない。今回の事故に間に合っただけでなく、い

# 保津川下りの事故と救命胴衣

冷たい季節で、乗客は29人全員が救助されたが、船頭2人が亡くなった。乗客全員が助かった理由の一つに救命胴衣（ライフジャケット）の存在がある。本稿では、この事故と救命胴衣の着用義務などについて考えてみた

のうちに9人が低体温症などで病院に搬送されたが、いずれも軽症だった。遊覧船は、乗船場を出発して約15分後、約4キロ先の「大高瀬」という急流の難所にさしかかった。そこで、船の後方で操舵を担当していた船頭が、船の方向を変えるために舵で水をかこうとして空振りし、バランスを崩して落水した。このため、船は方向を制御できなくなり、別の船頭がリカバリーしようとしたが

間合わずに正規のコースを外れ、数百メートル先の岩にぶつかって転覆した。川に投げ出された乗客は、運良く浅瀬に流れ着

いたり、事故に気づいた近くの遊覧船に助けられたりして全員無事だったが、船先と中間部分で衝突を防ごうとしていた船頭2人が死亡した。運航する保津川遊覧企業組合によると、この日の水位は通常より高かったが、運航中止の基準ほどではなかったため、船頭を通常の3人から4人に増やして運航した。4人はいずれも船頭歴9〜30年のベテランだったという。救助訓練を8年間行っ

保津川下りと過去の事故 保津川は桂川とも呼ばれ、京都の嵐山の upstream に位置している。古来、深谷美の絶景で知られ、保津川下りは4百年の歴史がある。全長16キロのコースは、近年は外国人にも大きな人気があった。一方で、急流の渓谷であるため事故も起きていた。01年9月には、遊覧船が岩に衝突して転覆し、5人が流されてけが人が出た事故があり、06年8月には、遊覧船への落石

救命胴衣の効果 今回の事故で、川に投げ出された乗員乗客は全て救命胴衣を着用していた。急流でしかも凍えるような水の中に投げ出されても、子供を含む乗客全員が助かったことに救命胴衣が大きな役割を果たしたことは、間違いないだろう。一方で、船頭はひもを引いて膨らます手動式の救命胴衣を着けていたと報道されている。乗客はかさばるが常時浮力のある簡便な救命胴衣、船頭は動きやすい

いる。今回のように寒い季節の冷たい水の場合には、その差はもっと大きいに違いない。

救命胴衣は、以前は水上オートバイの乗船者、船室外（小型船舶の暴露甲板）にいる1人で漁をする者及び12歳未満の小児に着用が義務付けられていたのだが、今から5年前の18年2月に、船室外にいる全ての者にその着用が義務付けられた。ここに至るまでには、川下り遊覧船等の事故と規制強化の歴史がある。

1993年11月に岐阜県可児市の木曾川「日本ライン」下りで死者1名、負傷者19名の事故が起き、その後も事故が相次いだため、国土交通省は03年に前出の規則137条を改正し、船室外にいる12歳未満の子どもには常に着用させることを義務付けた。この時は、12歳以上の乗客に着用させることは努力義務だった。その後、11年8月に静岡県浜松市の「天竜川下り」で起きた転覆死亡事故（5人死亡）の際には、運輸

安全委員会が、多数の死者が出た理由の一つとして「救命用具の不備」をあげている。それから7年後の18年2月に、前出のような規定になった。それぞれの規制強化が、事故から相当の時間が経ってようやく行われていることには驚くが、今回の事故の状況を見ると、規制強化が大きな効果を上げたことは間違いない。今回の事故に間に合っただけでなく、い

## 保津川下りの事故

3月28日午前11時頃、京都府亀岡市の保津川で、「保津川下り」の遊覧船が岩に衝突して転覆し、子ども3人を含む乗

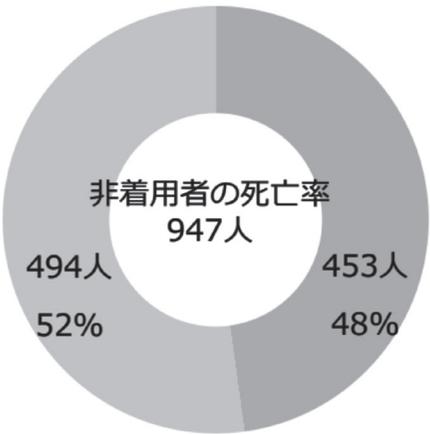
客25人と船頭4人が川に投げ出された。幸い乗客は全員救助されたが、船頭4人のうち2人が亡くなった。救助された乗客

スを外れ、数百メートル先の岩にぶつかって転覆した。川に投げ出された乗客は、運良く浅瀬に流れ着

ていなかっただけでなく、乗客3人が負傷し、うち1人は頭蓋骨陥没の重傷を負った。また、15年8月には、船尾でかじを取っていた船頭が川に転落。乗客にけがはなかったが、転落した船頭は死亡した。その船頭は、今回亡くなった船頭の父親だったと報道されている。

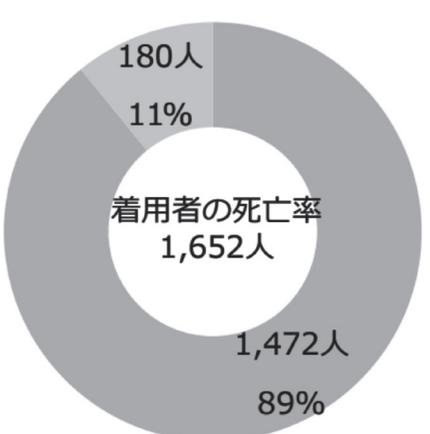
図は海上保安庁のデータだが、海中に転落した場合、救命胴衣非着用者の死亡率は着用者に比べて5倍近くも高くなっている。今回のように寒い季節の冷たい水の場合には、その差はもっと大きいに違いない。

【非着用者の死亡率（過去5年間）】



■ 非着用生存者 ■ 非着用死者・行方不明者

【着用者の死亡率（過去5年間）】



■ 着用生存者 ■ 着用死者・行方不明者

海中転落者の救命胴衣着用の有無別死亡率（2016～2020）  
（令和2年海難の現況と対策（海上保安庁））